

騒音規制法に基づく自動車騒音の限度に係る区域の区分

騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成 12 年総理府令第 15 号）の別表の備考に規定する区域を次のとおり定め、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

平成 27 年 3 月 25 日

田尻町長 原 明美

1 a 区域に該当する区域

平成 27 年田尻町告示 13 号（騒音規制法第 3 条第 1 項の規定に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定）により指定した地域（以下「指定地域」という。）のうち、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた第二種中高層住居専用地域

2 b 区域に該当する区域

指定地域のうち、都市計画法第 2 章の規定により定められた第一種住居地域及び同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域

3 c 区域に該当する区域

指定地域のうち、都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域及び準工業地域